

岩手県告示第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和3年4月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 工区に含まれる地域の名称 第1工区 滝沢市砂込732番6、732番9の一部、732番11の一部、732番14、732番18、732番19、732番26、732番27、738番14、738番15、738番40、739番11及び739番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 愛知県津島市埋田町一丁目8番地 株式会社宇佐美鋳油